

- (8) Aristoteles: *Anal. post.* I, 10, 76a37–39.
 (9) Aristoteles: *Met.* Δ, 6, 1016b31–1017a3.
 (10) Aristoteles: *E. N.* V, 3, 1131a29, b16.
 (11) Boethius: *Commentaria in Cat. Arist.* Lib. I, (PL. t. 64, pp.163–167)

提題 トマスを中心にしたアナロジアの問題

F. ペ レ ス

Analogia というラテン語はすでに古典時代に見いだされ、M. T. Varro (116–27 B.C.), Caesar (100/102–44 B.C.), Seneca (5/4–65), Quintilianus (?42–117) 等はそれをを用いている。しかしそれは明らかにギリシア語から借りたものとして使用されているのであり、ギリシア字で書かれることもあり、また、ローマ字で書かれていてもその変化がギリシア語のそれに従っている場合もある⁽¹⁾。その意味もまた、根本的にはアリストテレス等に見いだされるのと同じで、⁽²⁾ 中世のアナロジアの哲学的な意味をまだ含まない。

実は、この語を使った古典時代の著者たちが問題にしていたのは、哲学に関するものではなく、文法学に関するものであった。Varro の著書名は *De lingua latina* で、それを明白に示している。また、*Brutus* の中で Cicero は Caesar 著の *De analogia* に触れ、その内容を “de ratione latine loquendi” として表現している⁽³⁾。そこで Cicero は、なぜ当時の人々がそのような問題に対して特別な関心をもつようになったかを示しており、それは、ラテン語の正しい使用法を知らない多くの人々が八方からローマに集まってきていたからだとする⁽⁴⁾。以前同じ問題がギリシアに起こったということをもかれは⁽⁵⁾ ついでに指摘している。

この歴史的なコンテクストの中で、ギリシア語からの借用は当然のように思われるが、もっと具体的にいえば、このラテン語の直接の由来は、アレクサンドリアの文法学者の間で交わされた *ἀναλογία* と *ἀνωμαλία* とについての有名な論争であつた⁽⁶⁾。それは、語の正しい変化や発生についてであつて、⁽⁷⁾ 正しくない言い方を正すの

が目的であった。⁽⁸⁾

さて、古典時代のこの意味は、文法学の用語に残ったが、⁽⁹⁾中世の哲学的用法とは別に関係ない。周知のように、トマスのアナロジア説は、アリストテレスの影響を受けているが、言葉使いに関しては必ずしもかれに従っておらず、アリストテレスの *πρὸς ἓν* や *ἀφ' ἑνός* をもアナロジアの一種としてみなしている。それはトマス以前に定着した使い方であるが、⁽¹⁰⁾どのように始まったかはまだよくわかっていない。スコラ哲学初期の *magistri* によるのではないかといわれ、⁽¹¹⁾先駆するものとして新プラトン主義のある教説がしばしば挙げられる。それは、分有の考えをもってアリストテレスの *πρὸς ἓν* をさらに深め、豊かにしようとしたのだが、言語の上で *πρὸς ἓν* と *ἀναλογία* とを一つにまとめようとはしなかった。⁽¹²⁾ボエティウスはそれをしたが、*analogia* としてではなく、*aequivocum a consilio* としてまとめたのである。⁽¹³⁾また、述語を一義的と多義的と類比的にと三分することがアラブ・アリストテレス学派に由来するということもいわれている。⁽¹⁴⁾とにかくトマスがつねに *analogia* を *univocatio* と *aequivocatio* との中間としてみなしているのは確かである。⁽¹⁵⁾

用語の歴史的な考察をこの程度にして、次に、トマスのアナロジア説の内容についての検討を始めることにする。トマス解釈者として有名なカエタヌス (1468-1534) は、ギリシア語のももとの意味に基づいて、真のアナロジアが比例性のそれだけであることを主張し、長い間多くの人々がかれの解釈に従った。しかし、最近のいくつかの研究の一致した結論の結果、⁽¹⁶⁾トマスのアナロジア説にとってもっとも根本的なのが *ad unum* であることは明らかになり、アリストテレス自身も存在論の根本的な問題を論じるとき、*ἀναλογία* を使わず、*πρὸς ἓν* を使うということも周知のこととなった。⁽¹⁷⁾カエタヌス等が一番大事にしていた *De veritate* q. 2 a. 11 に関しては、最近の研究書に二通りの態度が見られる。ある研究家たちは、帰属性の決定的な重要性を明白に認めながらもなお、その個所で示されたものの意味を何らかの仕方で保持しようとしているのであり、ある研究家たちはむしろその個所を、後に捨てられた一時の試みとして片付けている。

さて、問題を正確に理解するためにトマスのアナロジア説の一般的な筋をよくつかむのは大切である。しかし、残念なことには、トマス自身はどこにもそれをまとめていない。したがって種々のコンテキストの中からその考えのもっとも根本的な

点を拾い、自分なりにまとめてみるほかに道はない。

さて、全く一般的なこととしてまず指摘しなければならないのは、かれにとって、理性が一番最初に把握するのは有であり、すべての概念が最後に有に還元されるということである。いいかえれば、有概念は完全に普遍的で、他の概念に基づくようなものでは決してなく、もっとも根源的な意味で本概念なのである。だからこそ、最高の類としてそれを考えることは不可能である。というのは、すべての意味は必ず有という意味を含んでおり、有と区別される差はありえないからである。⁽¹⁸⁾ アリストテレスから受け継いだこの考え方をつねに前提してトマスはアナロジアの他の問題を論じている。

この前提から必然的に導きだされる一つの結論は、同種のもの同士の間にも有としての類比性を認めなければならないということである。神と被造物とについてわれわれが何も一義的に述べることができないという問題を論じながら、トマスは、いまの点について極めて重大なことを指摘している。すなわち、一義性が抽象的に考察された本質の間だけに見いだされるのであって、存在自体を意味するいかなる名辞も一義的でありえず、有が一義的に述べられないのもそのためである、という⁽¹⁹⁾のである。

一番はじめにこの点を指摘したのは、アリストテレスもトマスもふつう、これについてではなく、有の種類について論じているからである。確かに、異なった種類の存在者の間に成り立つ関係を明らかに示すのは、存在するものを深く理解し、存在論の内的統一を確認するために大切である。したがって、存在について体系的に検討するとき、抽象的に扱われたもの間にはいかなる一義的の共通性も見いだされない場合を重視するのは当然である。そのような場合は、範疇的分類の枠を越える問題を意味するのであって、一義的に妥当するような一つの概念の下にはもはやおさまられないのである。存在の類比的統一の根本的構造を知るためにそのような場合は重要である。しかし、注意しないと、同種のもの同士の場合にも有が類比的であることを忘れてしまう危険があり、この誤解を避けるのも大切である。

存在の異なった種類の関係についてトマスは、一般的にアリストテレスに従っており、範疇間の問題に関しては十分満足していたようであるが、神と被造物との問題になると、何らかの困惑を感じていたようである。しかしいずれの場合について

もかれの考えに発展が見られるので、まず範疇間のアナロジアについての発展を検討しておかなければならない。

アリストテレスに従ってトマスがつねに範疇間の関係を帰属性のアナロジアとして考えていたことは確かであるが、いかにこの場合のアナロジアを理解していたかに関して発展が見られ、最初に存在に対する実体と偶性との異なった関係としてそれを考えていたのに対し、後にはそのような把え方をやめ、偶性の実体に対する直接の関係⁽²⁰⁾をいうようになった。いいかえれば、第三者への両者のアナロジア (*analogia duorum ad tertium*) から一方の他方へのアナロジア (*analogia unius ad alterum*) へ移ったわけである。範疇的アナロジアについてトマスがよく使う *per prius et posterius* と *per se et per participationem* という二つの言い方⁽²¹⁾を比較すれば、この発展の含みがよりよく理解されるだろう。というのは、前者に対して後者は分有説によるもっと深い把え方を意味しているからである。それは、アリストテレスには見いだされず、新プラトン主義者にはじめて見られるのである。

神と被造物との関係についてはアリストテレスの考えは明確ではなかったが、キリスト教の創造説を知っていたトマスにとってはこの問題こそ重大であった。そしてその正しい理解は必ずしも容易ではなかった。というのは、創造主である神が完全に超越的存在であり、真の無限者であり、自存する存在そのものでなければならぬからである。慎重に一生この問題を検討し続けたトマスは、以前試みた説明を乗り越えてゆかなければならないこともあった。その説明が重大な一面を強調した反面、それに劣らず重大な別の面を十分考慮していなかったからである。

さて、トマスがこの問題に触れるのは、いわゆる超越的述語づけ（一、真、善）⁽²²⁾について論じる場合と、神の名前について論じる場合⁽²³⁾とである。そのいずれの場合にもかれは神と被造物とのアナロジアが内的妥当性をもつことを強調する。この点についてアリストテレスは、それを否定したとはいえないが、積極的に何も明言しなかった。トマスが明白にそれを強調したのは、一方、第二類比者である被造的なもののほんとうの価値を守るためであり、もう一方、本来の意味でわれわれが神に帰属させるような名辞の内的妥当性を示すためである。こうしてかれは、汎神論的な考え方に対して被造物の実在を、また、不可知論的な傾向に対して神認識の可能性を守ろうとしたのである。

アリストテレスに対するもう一つの新しい点は、神の完全な超越を明白に自覚したということである。*De ver.* q.2, a.11 のあの有名な箇所はちょうどこの自覚から生まれたものである。当時トマスは、神の完全な超越を損わないために、神と被造物との直接の関係を否定し、比例性のアナロジアを唯一の可能性として考えていた。しかし、そこでかれが挙げている理由はただ、明確に規定され、神の認識を一定の量の何倍という仕方でも可能にするような関係がありえないことだけを示すにすぎず、それ以後の著作にはこのような主張はどこにも見当たらない⁽²⁴⁾。それは、神と被造物とのアナロジアのためにトマスがますます原因と結果の関係を重視するようになったからである。以前の否定的な立場を乗り越えてかれは明白に神と被造物との直接の関係を主張し⁽²⁵⁾、肯定・否定・卓越の三段階の弁証法を神認識のために使用するようになった⁽²⁶⁾。

分有説と、「働くものはみな自分に似たものをつくりだす」(*omne agens agit simile sibi*) という原則がこの理解の根底に横たわっていることはいうまでもないが、自然的に働くもの (*agens naturale*) が自らの自然的跡を結果に残し、一義的作用者と呼ばれるのに対し、神は理性と意志とによって働く類比的的作用者であり、その結果に神の無限な完全性の不完全な類似しか現われない。だからこそ、神と被造物との間にいかなる一義的共通性も見いだされない。それでも、われわれは神について何らかの真の認識をもつことができる。というのは、結果に見いだされるすべての完全性があらかじめその原因に含まれていなければならず、われわれが実際、いかなる不完全性や制限をも含まない純粋な完全性の概念をもっているからである。そのような概念をあらわす名辞は、本来の意味で神に当てはまる。表現の様式はこの場合にも、われわれが直接認識している被造物的存在に相応しいものであるが、このような名辞が意味している内容は、被造物よりもまず神に当てはまるのであり、われわれはそうであることを知っている。したがって、実在の順序だけではなく、われわれの理解の順序においても第一類比者は神である。発見の過程においてわれわれは被造物者の認識から創造者の認識へと進むのだが、創造者を知ってはじめて被造物者を究極的に理解することができるのである。

アナロジアと分有の密接な関係を示してトマスは正当に、われわれが神を命名するのはかれを知っているかぎりであり、かれを知るのは被造物に残したその類似

を通してであることを指摘している。この指摘の重要性をわれわれも認めなければならないが、現代人として、さらに、神認識における人間の精神的存在の決定的な役割を指摘したい。そこにこそ、神の似姿として造られた人間の固有の意味がはっきりと現われるからである。

註

- (1) たとえば、Seneca や Quintilianus に -an で終わる対格の例が見られる (cf. *Oxford Latin Dictionary*, 1968-, s.v. *analogia*).
- (2) “Analogia quae dicitur, eius genera sunt duo: unum deiunctum sic est: ut unum ad duo sic decem ad viginti; alterum coniunctum si c: ut est unum ad duo sic duo ad quattuor” (Varro, *De lingua latina*, X, 45).
- (3) Cf. n. 253.
- (4) *Op. cit.* n. 258.
- (5) *Ibid.*
- (6) Varro はアレクサンドリヤの学者、ビザンチウムのアリストパネス (262-185 B.C.) に対する依存関係を明白に認めている (cf. *De lingua latina* X, 68).
- (7) “Ut bonus malus, boni mali” (Varro, *op. cit.*, X, 68). そして一般的にこの意味でのアナロジアは, “verborum similitium declinatio similis” (Varro, X, 74) である。
- (8) Cf. *Brutus* 261.
- (9) たとえば、スペイン語で文法学の一部分を指すために、今日までこの語は使われている。
- (10) Albertus Magnus にも (cf. *Mittellateinisches Wörterbuch*, München 1967-, s. vv. “analogia”, “analogicus”, “analogice”, “analogus”), またそれ以前に *Summa Fratris Alexandri* にもその例証が見られる (cf. W. Kluxen, “Analogie”, *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Basel/Stuttgart 1971-, p. 220).
- (11) Kluxen, *loc. cit.*
- (12) Kluxen, 218-219.
- (13) Cf. B. Montagnes, *La doctrine de l’analogie de l’être chez st. Thomas d’Aquin*, Louvain 1963, p. 30.
- (14) Cf. Montagnes, 24.
- (15) それを準備したものをアリストテレス自身の中に見いだすことができる。というのは、「ニコマコス倫理学」の中でかれが *κατ’ ἀναλογίαν* を *ἀφ’ ἐνός* と *πρὸς ἓν* と一緒に *ἀπὸ τύχης ὁμωνόμοις* から区別しているからである。
- (16) Cf. Montagnes, *op. cit.*

- (17) 拙論「“Analogia entis” についての一考察」(『中世思想研究』IV, 1961, に収録) 136参照。
- (18) Cf. ex. gr. *De ver.* q. 1, a. 1; *S.T.* I q. 3, a. 5 c; q. 13, a. 5 ad 1; *C.G.* I, 25.
- (19) “Univoce quidem non potest aliquid de Deo et creatura dici. Huius ratio est quia cum in re sit duo considerare: scilicet naturam vel quidditatem rei, et esse suum, oportet quod in omnibus univocis sit communitas secundum rationem naturae, et non secundum esse, quia unum esse non est nisi in una re; unde habitus humanitatis non est secundum idem esse in duobus hominibus; et ideo quandocumque forma significata per nomen est ipsum esse, non potest univoce convenire, propter quod etiam ens non univoce praedicatur. Et ideo cum omnium quae dicuntur de Deo natura vel forma sit ipsum esse, quia suum esse est sua natura, propter quod dicitur a quibusdam philosophis, quod est ens non in essentia, et sciens non per scientiam, et sic de aliis, ut intelligatur essentia non esse aliud ab esse, et sic de aliis: ideo nihil de Deo et creaturis univoce dici potest” (*I Sent.* d. 35, q. 1, a. 4 c). また、別の個所で (*C.G.* I, 25), 類の概念について同じようなことを述べ、有が類でありえないというアリストテレス説に触れながら、神が類の中不在であることを強調している。
- (20) *I Sent.* に前者の考え方を神と被造物の場合に関して否定したが、実体と偶性についてはそのように考えている。後者の明白な一例として *C.G.* I, 34 を挙げることができる。“ens de substantia et accidente dicitur secundum quod accidens ad substantiam respectum habet, non quod substantia et accidens ad aliquid tertium referantur”。
- (21) Cf. Montagnes, 39.
- (22) たとえば、真については *S.T.* I, q. 16, a. 6, また、善については *S.T.* I, q. 6, a. 4.
- (23) たとえば, *S.T.* I, q. 13.
- (24) 唯一の例外としてしばしば *In I Ethic.* lect. 7, n. 96 が挙げられるが、そこでいわれていることはこの主張の証拠にはならない。
- (25) Cf. Montagnes, *op. cit.*.. 88. もちろん、この場合の関係は、一義的に規定されるものではない。
- (26) Cf. ex. gr. *S.T.* I, q. 13, a. 1: “cognoscitur a nobis ex creaturis, secundum habitudinem principii, et per modum excellentiae et remotiois”。